

国等の公的研究費による研究活動等に係る不正防止規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、自然免疫制御技術研究組合（以下「組合」という。）における第3条に定める公的研究費等（以下「研究費」という。）の取扱いについて、責任体制を明確化するとともに不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の運営及び管理については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他関係法令及びこれらに基づく特別の定めのある場合又は地方公共団体の定める条例若しくは組合で他の定めがある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究費」とは、次のものをいう。

- (1) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に定める行政機関（以下「各省・庁」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（各省・庁が所管する法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの補助金による研究資金
- (3) 研究活動等に係る寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
- (4) 受託研究費、共同研究費
- (5) その他組合の責任において管理すべき研究活動等に係る経費

2 この規程において「職員」とは、組合に雇用されている全ての者及びその他の組合の研究費等の管理及び運営に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正使用を事前に防止するために、組合が職員に対し、自身を取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

4 この規程において「不正使用」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用することをいう。

5 この規程において「配分機関」とは、研究費を配分する機関をいう。

(法令等の遵守)

第4条 職員は、研究費の取扱いについては、自然免疫制御技術研究組合経理規程その他の関係規程等（以下「経理規程等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の関係法令及び交付等の際の条件を遵守しなければ

ばならない。

第2章 管理及び運営の体制

(最高管理責任者)

第5条 組合に、研究費の適正な管理及び運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表理事をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知及び公表するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の適正な管理及び運営を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 組合に、最高管理責任者を補佐し、研究費の適正な管理及び運営について組合全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策（以下「対策」という。）の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、組合全体の具体的な対策を策定及び実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 各部における研究費の適正な管理及び運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該各部の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する各部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告すること。

(2) 不正使用の防止を図るため、職員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) 職員が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(職名の公開)

第8条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な管理及び運営のための環境整備

(経理事務)

第9条 研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めがある場合を除き、経理規程等により取り扱うものとする。

2 研究費の適正な執行を図る観点から、組合と一定の取引実績を有する業者には誓約書の提出を求める。

(相談窓口の設置等)

第10条 組合に研究費の事務処理手続及び使用ルール等に関する組合内外からの相談を受け付けるため、研究費相談窓口を、事務局に設置するとともに、相談窓口の連絡先等を公開するものとする。

第4章 不正使用の防止

(不正防止計画の策定等)

第11条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の意見を聴取して、不正使用を発生させる要因について組合全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を定めなければならない。

2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、前項の不正防止計画を実施し、不正使用を防止するための適切な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、研究費の管理及び運営が適切に行われるよう職員の意識向上を図るための施策を講じなければならない。

(不正防止委員会)

第12条 組合に前条第1項の不正防止計画の推進する組織として、不正防止委員会を置く。

2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
- (2) 研究費の管理及び運営に係る実態の把握・検証に関すること。
- (3) 不正使用発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) 不正使用防止のための行動規範に関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に関すること。

3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者（事務局長）
- (2) 部長
- (3) 最高管理責任者又は総括管理責任者が指名する職員

4 不正防止委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 その他、不正防止委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(通報窓口)

第13条 組合に不正使用に関する組合内外からの通報窓口として研究費不正使用通報窓口

(以下「通報窓口」という。)を設置する。組合内の通報窓口は、事務局職員とし、組合外の通報窓口は、弁護士である組合外の者に委嘱することとし、各通報窓口の担当部署名、連絡先等を公開するものとする。

2 通報の原則、通報を行う者の責務、通報の受付、通報の方法については、「不正行為に

関する通報制度要綱（平成27年4月1日制定）」に準じるものとする。

- 3 事務局長は、不正使用に係る通報（報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）があった場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、関連するコンプライアンス推進責任者に予備調査を行わせることができるものとする。
- 5 関連するコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、その通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、調査を実施することを決定したときは、第19条に規定する調査委員会に調査させるものとする。
- 8 最高管理責任者は、調査の必要がないと認めるときは、その理由を付して通報者に通知するものとする。

（通報の取扱い）

第14条 通報窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報があったときは、職員の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められる場合に限り、受け付けるものとする。

（通報者・被通報者の取扱い）

第15条 最高管理責任者は、通報内容及び通報者の秘密を守るとともに、通報のあったときから、第13条に規定する予備調査を含め、通報についての調査結果（予備調査の結果を含む。）の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、第22条第2項により悪意に基づく通報と認定された場合を除き、通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究費の使用停止、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

第5章 職員の意識向上

（行動規範）

第16条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、組合の職員の行動指針を策定する。

（コンプライアンス教育）

第17条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コ

ンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他適当な方法により、職員の規範意識の向上を図るものとする。

(誓約書)

第18条 コンプライアンス推進責任者は職員に対し、コンプライアンス教育受講の機会等に第1号様式の誓約書の提出を求める。

2 職員が前項の誓約書を提出しない場合は、配分機関が行う公募等に申請すること並びに研究費の管理及び運営に関わることは認めない。

第6章 不正使用に係る調査、処分等

(調査委員会)

第19条 組合に、研究費の不正使用について調査するため、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被通報者が所属する各部長

(3) 研究開発本部長

(4) 組合並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない会計又は法律関係の専門的知識を有する外部の者

(5) その他最高管理責任者が指名する者

3 調査委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者に事故あるときは、最高管理責任者が委員の中から指名する者とする。

4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

5 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

(調査)

第20条 最高管理責任者は、第13条第7項の調査を命じた場合は、通報者及び被通報者に対し、調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。

2 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から14日以内に異議申立てをすることができる。

3 調査委員会の構成に対する異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

4 調査委員会は、調査の実施に際し、必要な資料等の保全を要請することができる。

5 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

6 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第21条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者その他の調査対象となっている者に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

ただし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定」の対象となる研究費については、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第22条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

2 不正使用が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。

3 調査の過程であっても不正使用の事実が一部でも確認されたときは、調査委員会は速やかに認定する。

(最高管理責任者への報告)

第23条 調査委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び配分機関への報告)

第24条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外の者であって、不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、配分機関に対し、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の研究費の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、第22条第3項による認定について報告があった場合は、速やかに認定した不正使用の事実等について配分機関に報告しなければならない。

3 前2項のほか、配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告書を提出しなければならない。

4 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関等から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の依頼があった場合には、応じるものとする。

(不服申立て)

第25条 不正使用が行われたと認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての調査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む）

- 以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから14日以内に不服申立てをすることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てについて、その内容を確認し、必要があると認めるときは調査委員会に再調査を命じる。
 - 3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てについて、その趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、当該不服申立てに係る調査委員会委員を交代させることができる。
 - 4 調査委員会は、不正使用が行われたと認定された被通報者等からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てに基づき再調査を開始したときは、原則として再調査を開始した日から30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
 - 5 最高管理責任者は、前項の決定について、通報者及び被通報者等に通知する。
 - 6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第26条 不正使用が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、速やかに不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正使用の内容、組合が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名及び所属などを公表しないことができる。

- 2 不正使用が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。
- 3 前項ただし書きの公表内容については、通報者の所属機関に通知するものとする。

(不正使用が行われたと認定された場合の措置)

第27条 不正使用が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、被通報者等に対し、直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命ずることとし、自然免疫制御技術研究組合就業規程(以下「就業規程」という。)に基づく処分等必要な措置を講ずる。

- 2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて就業規程に基づく処分等必要な措置を講ずる。
- 3 不正使用の内容が研究費の私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる。

(不正使用が行われなかったと認定された場合の措置)

第28条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した第20条第4項及び第21条の規定による措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったと認定された者については、通報がされ

たことによる不利益が生じないための措置を講じなければならない。

- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合であって、通報者が組合の職員であるときは、就業規程に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第29条 不正使用への対応に携わる者は、通報の内容その他不正使用の調査に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

第7章 モニタリング等

(モニタリング)

第30条 不正防止委員会は、研究費の適正な管理及び運営のため、組合全体の視点からモニタリングを実施するものとする。

- 2 モニタリングは、不正使用を発生させる要因がどこにどのような形であるのかなどを精査し、不正使用の発生の可能性を最小にすることを目途に実施するものとする。
- 3 モニタリングの実施方法等は、別に定める。
- 4 モニタリングの結果は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 統括管理責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて不正防止計画の見直し等を行うものとする。

(内部監査)

第31条 最高管理責任者は、研究費の監査を行うため、最高管理責任者の直轄的組織として内部監査部門を設置し、内部監査員を任命する。

- 2 内部監査員は、研究費の取扱いに直接かかわらない部門の職員から選定するものとする。
- 3 研究費の適正な管理及び運営のため、内部監査員は、組合の監事と連携し、不正使用発生要因に応じた内部監査を定期的実施する。
- 4 内部監査員は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 5 内部監査に当たっては、内部監査員のほか、必要に応じて会計・法務等の専門的知識を有する者及び研究活動に精通した者を加えることができる。
- 6 内部監査により不正使用が発覚した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、第13条第3項の報告があった場合に準じて取り扱うものとする。

第8章 その他

(業者の処分)

第32条 研究費の不正使用に関与した業者については、組合との取引停止等の処分を厳正に行うものとする。

(事務)

第33条 不正防止委員会及び調査委員会に関する事務は、関係各部署の協力を得て事務局が

行う。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究費の適正な取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第18条関係）

研究費の不正に係る誓約書

- 1 私は、自然免疫制御技術研究組合の関係規則等を遵守します。
- 2 経費の執行にあつては、自然免疫制御技術研究組合の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを誓約します。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合並びに私の責任で組合に不利益を与えた場合は、自然免疫制御技術研究組合並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを了承します。

平成 年 月 日

自然免疫制御技術研究組合 代表理事 殿

所属等

職名等

氏名（自署）
